

## 公立大学法人福井県立大学監事監査規程

平成19年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第8号

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人福井県立大学定款（以下「定款」という。）に定めのあるもののほか、公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）の業務について監事が行う監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

**第2条** 監査は、法人の業務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

(監査の区分)

**第3条** 監査は、業務監査および会計監査とする。

(監査の対象)

**第4条** 監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 組織および制度全般の運営状況
- (2) 予算の執行に関する事項
- (3) 資産の取得、管理および処分に関する事項
- (4) 財務諸表、事業報告書および決算報告書に関する事項
- (5) 中期計画および年度計画に定める業務の実施状況
- (6) その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査の種類および方法)

**第5条** 監査の種類は、定期監査および臨時監査とする。

- 2 監査の方法は、書面監査および実地監査とする。
- 3 定期監査のうち、業務監査は、毎事業年度1回行い、会計監査は各事業年度の決算終了後、速やかに行う。
- 4 臨時監査は、監事が必要と認めたときに行う。

(監査の事務補助)

**第6条** 監事は、必要と認める場合は、理事長の承認を得て、職員に監査に関する事務を補助させることができる。

- 2 前項に規定する職員は、監査の実施に当たり、監事の指揮に従うものとする。
- 3 前1項に規定する職員は、監査業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(監査計画)

**第7条** 監事は、毎事業年度の当初に次に掲げる事項を記した監査計画書を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。ただし、第5条第1項の臨時監査については、この限りでない。

- (1) 監査期日
- (2) 監査対象
- (3) 監査の方法
- (4) その他監査の実施に関し必要な事項

(監査相互間の連携)

**第8条** 監事は、監事相互間で密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施するように努めなければならない。

(監査の協力)

**第9条** 監事は、必要に応じ、役員および職員に対して質問し、説明および資料の提出を求めることができる。

2 役員および職員は、監事（監査に関する事務の補助に従事する職員を含む。）が行う監査に協力しなければならない。

（監査結果報告書）

**第10条** 監事は、監査の終了後、1月以内に次に掲げる事項を記載した監査結果報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 監査の概要
- (2) 是正または改善を要する事項
- (3) その他監事が必要と認める事項  
（改善措置等）

**第11条** 理事長は、監査結果報告書に是正または改善を要する事項がある場合は、速やかに是正または改善の措置を講じなければならない。

2 監事は、理事長に対して監査結果報告書に記載した事項の措置状況等について文書または口頭による報告を求めることができる。

（知事への意見の提出）

**第12条** 監事は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第13条第9項の規定により、監査の結果に基づき、福井県知事に意見を提出する場合は、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。

（重要な会議への出席）

**第13条** 監事は、経営審議会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

（監事に回付する書類）

**第14条** 次の各号に掲げる書類は、あらかじめ監事に回付しなければならない。

- (1) 法の規定による認可、承認および届出に係る書類ならびに報告書その他重要な書類
- (2) 訴訟に関する書類またはその他業務に関する重要な書類

2 次の各号に掲げる書類は、監事に回付しなければならない。

- (1) 知事から発せられた認可または承認の書類その他重要な書類
- (2) その他業務に関する重要な報告または供閲等の書類

（事故または異例の事態の監事への報告）

**第15条** 役員または職員は、業務上の事故または異例の事態が発生したとき、法人に著しい損害が発生するおそれがあると認めるときは、速やかにその旨を口頭または文書で監事に報告しなければならない。

（理事長等への報告義務）

**第16条** 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、もしくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、または法もしくは他の法令または福井県の条例もしくは規程もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、知事に報告しなければならない。

（委任）

**第17条** この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、理事長と協議の上、監事が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。